

2008 1.15

主な内容

2月18日～3月17日

平成19年分 所得税・市県民税申告相談 …… P2

年金記録の確認を！

「ねんきん特別便」を送付 …… P4

茨城県の後期高齢者医療制度

年額保険料は約6万9000円 …… P5

2月9日

生涯学習の集い中央大会 記念講演会 …… P12



▲つくば市高エネルギー加速器研究機構の敷地にて

～筑波山麓・茅刈り隊～

やさと茅葺き屋根保存会（木崎眞会長）では、今年も茅葺き屋根の材料となる茅を確保するため「筑波山麓・茅刈り隊」のボランティアを募集しました。12月10日から21日の間の8日間、つくば市の高エネルギー加速器研究機構で茅を刈り、約2,800束の材料を確保しました。

2月18日～3月17日

平成19年分

所得税・市県民税申告相談

確定申告は、個人事業者等がその年の所得の金額を計算して、国へ納める所得税の額を確定する手続きです。給与所得のみで年末調整が済んでいる人は申告の必要はありませんが、給与以外の所得や医療費、社会保険料、扶養者などの控除を追加や変更する場合には、申告が必要です。

◆申告内容

- ・平成19年分確定申告
(白色申告者のみ)

・市県民税申告

※青色申告、譲渡所得(土地・株式等)、過年度分、先物取引等、自衛隊の若年退職者給付金の申告は土浦税務署で申告相談をしてください。

◆申告期間

2月18日(月)から
3月17日(月)まで

※2月23日・3月1・8・9・15・16日は休日のため、申告できません。

◆申告会場

- ・市役所 4階申告会場
- ・八郷総合支所 101会議室

◆受付名簿記入時間

午前7時45分～午後4時

*市役所および八郷総合支所が開くのは午前7時30分になります。開庁後は、職員が並んでいる方へ順番に受付名簿記入のための整理券をお渡しします。
※午後部の名簿記入は、午前部の受付が満員(100名程度)になり次第始めます。

◆相談業務実施時間

午前部 午前8時45分～正午
午後部 午後1時～5時30分

スムーズな申告に向けて

収支内訳書の記入を

農業・営業・不動産などの所得がある方は、収支内訳書が必要となります。申告相談を円滑に進めるためにも、必ず収支内訳書を記入してください。
※農業所得は、平成18年分から収支内訳書のみで申告になります。経費目安はありませんので、事前に収支の計算をしてスムーズな申告に心掛けてください。

市県民税申告が

必要ない方は

次の①から④に該当する方は、市県民税申告の必要はありません。
① 確定申告書を提出した方または提出予定の方
② 公的年金のみの収入で、平成20年1月1日現在の年齢が次に該当する方

年齢	収入(公的年金)
65歳未満	98万円未満
65歳以上	148万円未満

③ 石岡市内に住んでいる人の扶養家族になっている方のう

ち、収入がまったくなかった方(健康保険の扶養とは別です)

④ 会社等で年末調整済みの方

※①から④に該当しない方で、平成19年中に収入がなかった方は、市役所で発行する非課税証明書(発行や国民健康保険料・老齢福祉年金・国民年金の受給資格などの確認資料として、市県民税の申告が必要になります)。

申告書のない方・

自分で記載する方は

税務署から申告書が届かない方で、市役所または八郷総合支所で申告相談をする方は、申告書を用意してありますので、関係書類と認印を持参ください。自分で記載する方は、土浦税務署に郵送または申告会場にある自主申告箱に投函してください。申告書は、1月30日から市役所4階申告会場と八郷総合支所市民窓口課に備え付けてあります。

◎19年分から変わります

- ① 所得税定率減税の廃止
- ② 所得税の最低税率の変更

5%(課税所得195万円未満)に引き下げられました。

③ 地震保険料控除が新設

「地震保険料控除」(最大5万円)が新設され、これまでの「損害保険料控除」が廃止されました。ただし、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料のみ、経過措置として引き続き控除(最大1万5千円)することができます。

④ 所得税から引ききれなかった住宅借入金特別控除額は市県民税から控除できます

平成18年12月31日までに入居し、所得税の住宅借入金特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告期間に市県民税の控除申告をすることにより、翌年度の市県民税の所得割から控除することができます。

⑤ 住宅借入金特別控除の期間が選択可能

平成19年以降に入居し、新たに住宅借入金特別控除をする場合、税額控除を受けられる期間が、これまでの10年のほかに、15年が選択できるようになりました。ただし、どちらを選択しても、最高控除額は200万円になります。

◎申告相談時に

持参するもの

「認印」・「口座番号のわかるもの」・「各種控除証明書」は必ず持参ください。
各所得の必要書類は、次のとおりです。

- 給与・公的年金
- ・源泉徴収票
- ・支払証明書等の給与支払額がわかるもの
- 生命保険年金・互助年金等
- ・支払調書
- 利子・株式(出資など)の配当
- ・支払調書
- 営業・農業・不動産所得
- ・収支内訳書
- ・帳簿と経費の領収書
- 生命保険満期返戻金
- ・支払明細書等(契約先から送付され、掛け金の額や支払額などの内訳が記載されているもの)

■問い合わせ

市役所税務課 市民税担当

☎23-1111 (内118)



◎主な控除一覧

控除の種類	必要書類等	備考
医療費控除	平成19年中に支払った医療費の領収書	同一世帯の家族全員分をまとめることができます(人間ドック・予防注射代・文書料等は含まれません) ※医療費控除は支払った医療費の一部が戻るものではありません
社会保険料控除	支払証明書または領収書	国民年金・国民健康保険税・介護保険料・任意継続分など(給与所得者は源泉徴収票に記載されています)
生命保険料控除	控除証明書または領収書	「一般の生命保険料」「個人年金保険料」でそれぞれ最高5万円(計10万円)の控除が受けられます
地震保険料控除		19年分から「地震保険料控除」が創設され、これまでの「損害保険料控除」は廃止になりました
寄付金控除	支払証明書(領収書など)	国または地方公共団体等に対する寄付金(学校入学・宗教法人に対するものは除きます)
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、市役所高齢福祉課で発行する認定書	自己または扶養親族の方が適用になります。また、要介護認定を受けている方は、認定書の発行を高齢福祉課で受けてください(認定の度合いによつては対象にならない場合もあります)
住宅借入金特別控除		住民票の写し 借入金の年末残高証明書 家屋、土地の登記簿謄本 家屋の売買契約書または工事請負契約書 土地の売買契約書(要印紙) 増改築、修繕等を行った場合は、右の書類以外に建築確認通知書の写しなど、工事したことを証明するもの

●●● 土浦税務署から ●●●

- 今年の確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも、2月24日・3月2日の日曜日に限り、税務署にて確定申告の相談・申告書の受付を行います。
- ※駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。
- 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) で所得

税・消費税の確定申告書等が作成できます。

問い合わせ 土浦税務署 個人課税部門

土浦市城北町4番15号

☎029-822-1100 (代表)

☎029-822-3516 (個人課税部門)



●●● 関東信越税理士会土浦支部から ●●●

○関東信越税理士会土浦支部では、所得税の還付申告無料税務相談を開催します(土・日・祝日は除く)。

会場	受付期間・時間	対象者
土浦税務署 3号館会議室 (土浦市城北町4番15号)	2月1日(金)～14日(木) 午前9時～午後3時	給与または年金の所得者で、還付申告(中途退職・医療費控除・住宅借入金等特別控除など)をする方
税理士会 税務相談所 (土浦市東真鍋町2-5 土浦市民会館隣)	2月1日(金)～21日(木) 午前9時15分～11時 午後1時～3時	
つくば市役所桜庁舎2階 第2会議室 (つくば市金田1979)	1月28日(月)～2月22日(金) 午前9時15分～11時 午後1時～3時	

第2回

都市計画マスタープラン

8 中学校区ごとに懇談会を開催

＝まちづくりのテーマの検討＝

市では、これからの土地利用の仕方や都市の基盤となる施設(道路・公園・下水道など)の整備の進め方を決めるにあたり、市域を中学校区単位に分けて地区別懇談会を開催しています。今回は、第1回地区別懇談会が出された意見や提案を基にそれぞれの地区のテーマ(主題)を検討します。住んでいる地域の懇談会に参加し、将来のまちや地域の姿を一緒に考えてみませんか。

年金記録の確認を！

「ねんきん特別便」を送付

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録について、昨年11月からコンピューターによる名寄せ作業を始めました。その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、3月までを順次送付しています。また、それ以外のすべての方にも、次により順次送付します。

結婚などで氏名が変わった方で、氏名の変更届をしていない場合は、変更手続きをしてください。

◎手続先(住所・氏名ともに)

・国民年金第1号被保険者：市役所 保険年金課・八郷総合支所 市民窓口課
・厚生年金加入者・国民年金第3号被保険者：厚生年金加入者の勤務先の社会保険担当
・年金受給者：社会保険事務所

で手続き方法が異なりますので、注意して手続きしてください。
①年金受給者の方は「年金加入記録照会票」に必要な事項を記入し、「確認はがき」を切り取らずに年金証書を添えて、最寄の社会保険事務所まで手続きしてください。
②現役加入者の方は「年金加入記録照会票」に必要な事項を記入し、「確認はがき」を切り取らずに返信用封筒で返送してください。

- ◆開催時間 午後6時30分～
- ◆対象者 市内在住の方
- ◆参加方法 事前の申し込みは必要ありませんので、当日、各会場に直接お出でください。



▲第1回懇談会の様子

開催日と会場

中学校区	開催日	会場
柿岡	1月29日(火)	中央公民館
八郷南	1月30日(水)	自然休養村センター
園部		園部地区コミュニティセンター
有明	1月31日(木)	恋瀬地区公民館
城南		城南地区公民館
国府	2月1日(金)	国府地区公民館
石府		東地区公民館
府中		府中地区公民館

◆問い合わせ

市役所 都市計画課

☎23・1111 (内297)

・年金受給者の方：4～5月
・現役加入者の方：6～10月
「ねんきん特別便」が届いたら、自身の年金記録の確認をお願いします。

住所・氏名が変わった方は手続きを！

「ねんきん特別便」を届けるために、住所や氏名が変わった方は、次の手続きが必要です。

●住所変更

住所変更届が済んでいない方は、変更手続きをしてください。

●氏名の変更

内容確認と確認後の回答を！

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。記録が届いたら、自身の記録に記載もれや誤りがないか十分に確認してください。

確認後、訂正がない場合には「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り離して郵送してください。

訂正がある場合は、①年金受給者の方と、②現役加入者の方

詳細についての問い合わせ先

- ・ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570・0588・555
- ・IP電話・PHSからは ☎03・6700・1144
- ・土浦社会保険事務所 ☎0299・8247121
- ・社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

■問い合わせ

市役所 保険年金課

☎23・1111 (内134)

八郷総合支所 市民窓口課

☎43・1111 (内1124)

茨城県の後期高齢者医療制度

年額保険料は

約6万9000円

平成20年4月から始まり、75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度の保険料が決まりました。茨城県の一人当たりの平均保険料は、年額6万9355円になる見込みです。保険料の計算方法や納付方法について概要をお知らせします。

来年4月から75歳以上のすべての方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方を含む）は、現在加入している国民健康保険などの医療保険から脱退して、後期高齢者医療制度に加入することになります。

保険料は均等割と所得割の合計

保険料（年額）は、介護保険と同様、個人ごとに計算されることとなります。

計算方法は、対象者等しく負担する均等割額（均等割）と、所得に応じて負担する所得割率（所得割）との合計額（100円未満切捨）になります。



所得割の額は、対象者本人の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた金額をもとに計算されます。計算方法に

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 3万7462円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline 7.60\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \hline \end{array}$$

より試算すると次のようになります。

保険料の具体例（いずれも収入が年金のみの場合）

単位：円

	単身世帯の場合				夫婦2人世帯の場合	
	153万	168万	203万	300万	夫（世帯主）	妻
年金収入	153万	168万	203万	300万	192万	135万
総所得金額等	33万	48万	83万	180万	72万	15万
所得割	0	11,400	38,000	111,720	29,640	0
均等割 （軽減の割合）	11,239 (7割軽減)	11,239 (7割軽減)	29,970 (2割軽減)	37,462 (軽減なし)	18,731 (5割軽減)	18,731 (5割軽減)
保険料（年額）	11,200	22,600	67,900	149,100	48,300	18,700

※保険料率は医療費の動向を踏まえて2年ごとに見直されます。

低所得者や社会保険などの扶養者には保険料の軽減措置が

●所得の低い方

世帯の所得に応じて均等割分（3万7462円）の7割・5割・2割が軽減されます。

●今まで、社会保険などの扶養者になっていた方

資格を得た月から2年間、保険料は均等割（3万7462円）のみとなり、その5割が軽減され、さらに平成20年度は次のような措置がされます。

- ・平成20年4月から9月までの半年間は均等割の10割が軽減
- ・平成20年10月から平成21年3月までの半年間は均等割の9割が軽減

保険料の納付は原則年金天引き

保険料は、介護保険と同様に原則として年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、次の条件などに該当する方は、市役所から送付される納付書により納めることとなります（普通徴収）。

- ・年金額が、年額18万円未満の方
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合わせた額が、年金額の2分の1を超える方
- ・年度途中で、後期高齢者医療制度に加入した方

問い合わせ

茨城県後期高齢者医療広域連合

☎029・309・1213

FAX029・309・1126

ホームページ <http://www.ibaraki-koukirengoecnet.jp/>

市役所保険年金課 医療年金担当

☎23・1111（内145）

広告掲載欄



石 旧石岡市の方が対象 石岡保健センター ☎ 24-1386
 八 旧八郷町の方が対象 八郷保健センター ☎ 43-6655

日・曜	行事・各種相談・健診・休日緊急診療など
22 (金)	心配ごと相談 13:00～15:00 国府地区公民館 石 リハビリテーション (要予約) 13:00～15:00 八 1歳6か月児健診 (対象:H18.6～7月生まれ) 13:00～13:45
23 (土)	休日市税納税相談 (納付) 9:00～16:30 市役所 収納特別対策室 (内 112) 23～24日の夜間緊急診療 受付 19:00～22:30 緊急診療所 (内科・小児科) 石岡市医師会病院内 ☎ 23-3515
24 (日)	休日の緊急医 受付 9:00～11:30・13:00～15:30 外科 友部整形外科 ☎ 26-2339 内科・小児科 緊急診療所 (石岡市医師会病院内) ☎ 23-3515
25 (月)	✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿✿
26 (火)	無料法律相談 13:00～16:00 市役所 (要予約) 市役所 秘書広聴課 (内 212) 女性のための困りごと相談 13:30～16:00 中央公民館 (要予約) 市役所 企画課 (内 222) 八 乳児健診 (対象:H19.9～10月生まれ) 12:30～13:00

日・曜	行事・各種相談・健診・休日緊急診療など
27 (水)	石 3歳児健診 (対象:H17.1月生まれ) 13:00～14:00 八 さわやか健康クラブ【中級】(要予約) 9:30～11:30 八 さわやか健康クラブ【メタボ改善】(要予約) 13:00～15:00
28 (木)	心配ごと相談 13:00～15:00 中央公民館 女性のための困りごと相談 13:30～16:00 市役所 (要予約) 市役所 企画課 (内 222) 八 リハビリテーション 9:30～11:30
29 (金)	心配ごと相談 13:00～15:00 国府地区公民館

2月20日
骨いきいき健康教室

丈夫な骨は健康な体にとって不可欠なもの。しかし、最近では若い女性や男性にも骨粗しょう症の予備軍が増えています。骨粗しょう症を防ぐには、食事と運動を中心とした生活習慣の見直しと改善が大切です。

生活習慣を見直して、より丈夫な骨をつくりましょう。

【日時】 2月20日(水) 午前9時～正午

【場所】 八郷保健センター

【対象者】 骨粗しょう症治療中の方、検診で要注意の方、希望する方

【持参する物】

- ・骨粗しょう症検診結果表 (受診者のみ)
- ・健康手帳
- ・運動のできる服装・靴
- ・水分補給のための飲み物

【募集人員】 先着25名 (定員になり次第締め切ります)

【申込期間】 2月1日(金)～15日(金)

【申し込み・問い合わせ先】 八郷保健センター ☎ 43-6655



● その他の無料相談 ●

消費生活相談	月～金曜日(昼除く)	10:00～16:30	消費生活センター (市役所内) ☎ 22-2950
教育相談		9:30～17:00	教育相談室 (府中小学校) ☎ 24-5519
年金相談 (要予約)	2月5日(火)	10:00～15:00	常陽銀行石岡支店 ☎ 23-1202
	2月21日(木)	9:00～16:00	石岡郵便局 ☎ 22-2406
年金・社会保険相談	2月1日(金)	10:00～14:00	石岡商工会議所 ☎ 22-4181
不動産相談 (要予約)	2月1日(金)	13:00～16:00	◎会場はサポート1の5階大ホール
暮らしの給排水相談 (要予約)	2月1日(金)	13:00～16:00	
精神クリニック (要予約)	第2・3 金曜日	13:00～15:00	土浦保健所 ☎ 029-821-5516
	第4 火曜日	10:00～12:00	
交通事故相談 (弁護士相談は要予約)	月～金曜日(昼除く)	9:00～16:30	県南地方交通事故相談所 ☎ 029-823-1123
	弁護士相談 水曜日	13:00～16:00	
身体障害者(児)・戦傷病者補装具巡回相談	2月20日(水)	13:30～15:00	土浦市障害福祉課 ☎ 029-826-1111 (内 2454) ◎会場は土浦市勤労者総合福祉センター

広告掲載欄

広告掲載欄

2月の行事・健診・緊急診療

日・曜	行事・各種相談・健診・休日緊急診療など
1 (金)	心配ごと相談 13:00～15:00 国府地区公民館 石リハビリテーション(要予約) 13:00～15:00 ハ 1歳児健康相談(対象:H 18.12～H19.1月生まれ) 9:30～10:30
2 (土)	フラワーパーク「春を呼ぶ福寿草まつり」(～17日) 石岡ひな巡り(～3月3日) 中心市街地商店街 2～3日の夜間緊急診療 受付 19:00～22:30 緊急診療所(内科・小児科) 石岡市医師会病院内 ☎ 23-3515
3 (日)	休日の緊急医 受付 9:00～11:30・13:00～15:30 外科 渡辺クリニック ☎ 26-7633 内科・小児科 緊急診療所(石岡市医師会病院内) ☎ 23-3515
4 (月)	石ハ マタニティスクール1課(要予約) 9:30～12:00 石岡保健センター ハ さわやか健康クラブ【初級】(要予約) 13:30～15:30
5 (火)	無料法律相談 13:00～16:00 八郷総合支所 (要予約) 市役所 秘書広聴課(内 212) 市町村訪問児童相談 10:00～16:00 国府地区公民館 (要予約) 市役所 こども福祉課(内 174) 石 子育て相談室(対象:0～3歳児) 9:30～11:30 石 4か月児健診(対象:H19.9月生まれ) 13:00～14:00
6 (水)	ハ 子育て相談室(対象:乳幼児) 9:30～11:00 ハ 心の健康相談 13:30～15:30
7 (木)	心配ごと相談 13:00～15:00 中央公民館 女性のための困りごと相談 13:30～16:00 市役所 (要予約) 市役所 企画課(内 222) ハ リハビリテーション 9:30～11:30
8 (金)	心配ごと相談 13:00～15:00 国府地区公民館 石 リハビリテーション(要予約) 13:00～15:00
9 (土)	休日市税納税相談(納付) 9:00～16:30 市役所 収納特別対策室(内 112) 9～11日の夜間緊急診療 受付 19:00～22:30 緊急診療所(内科・小児科) 石岡市医師会病院内 ☎ 23-3515
10 (日)	休日の緊急医 受付 9:00～11:30・13:00～15:30 外科 府中クリニック ☎ 22-2146 内科・小児科 緊急診療所(石岡市医師会病院内) ☎ 23-3515

日・曜	行事・各種相談・健診・休日緊急診療など
11 (月) 建国記念の日	休日の緊急医 受付 9:00～11:30・13:00～15:30 外科 石岡循環器科脳神経外科病院 ☎ 58-5211 内科・小児科 緊急診療所(石岡市医師会病院内) ☎ 23-3515
12 (火)	無料法律相談 13:00～16:00 市役所 (要予約) 市役所 秘書広聴課(内 212) 農業委員会総会 14:00～ 八郷総合支所 石 子育て相談室(対象:0～3歳児) 9:30～11:30 石 1歳児健康相談(対象:H19.2月生まれ) 13:00～14:00 ハ 健康相談 9:30～11:30 小幡地区公民館
13 (水)	石 保健相談室(要予約) 9:30～11:00 石 2歳児母子歯科健診(対象:H18.1月生まれ) 13:00～14:00 ハ 精神デイケア(要予約) 9:30～11:30 ハ 健康相談 9:30～11:30 葦穂地区多目的研修センター
14 (木)	心配ごと相談 13:00～15:00 中央公民館 女性のための困りごと相談 13:30～16:00 市役所 (要予約) 市役所 企画課(内 222) 石 訪問リハビリ(要予約) 9:30～11:00 ハ リハビリテーション 9:30～11:30 ハ 健康相談 9:30～11:30 恋瀬地区公民館
15 (金)	心配ごと相談 13:00～15:00 国府地区公民館 石 リハビリテーション(要予約) 13:00～15:00
16 (土)	休日市税納税相談(納付) 9:00～16:30 市役所 収納特別対策室(内 112) 16～17日の夜間緊急診療 受付 19:00～22:30 緊急診療所(内科・小児科) 石岡市医師会病院内 ☎ 23-3515
17 (日)	休日の緊急医 受付 9:00～11:30・13:00～15:30 外科 斉藤病院 ☎ 26-2131 内科・小児科 緊急診療所(石岡市医師会病院内) ☎ 23-3515
18 (月)	石 精神デイケア(要予約) 9:30～11:30 石ハ マタニティスクール3課(要予約) 10:00～11:30 石岡保健センター 石 心の健康相談(要予約) 13:30～15:00 ハ 保健相談室 9:30～11:30
19 (火)	無料法律相談 13:00～16:00 市役所 (要予約) 市役所 秘書広聴課(内 212) 石 1歳6か月児健診(対象:H18.8月生まれ) 13:00～14:00
20 (水)	献血 13:30～16:00 石岡市医師会病院 ハ 骨いきいき健康教室(要予約) 【申込期間:2月1日～15日】 9:00～12:00
21 (木)	心配ごと相談 13:00～15:00 中央公民館 女性のための困りごと相談 13:30～16:00 市役所 (要予約) 市役所 企画課(内 222) 石 訪問リハビリ(要予約) 9:30～11:00 ハ リハビリテーション 9:30～11:30 ハ 訪問リハビリ(要予約) 13:30～15:30

2月の納税

【納期限 2月29日】

固定資産・都市計画税・第4期
国民健康保険税・・・第8期
介護保険料・・・第6期



情報 ネットワーク

イベント

石岡市美術協会展

日本画・洋画・彫刻・工芸美術・写真・書を2会場、3期に分けて展示します。ぜひ、お出でください。

日程

第1期 2月3日(日)～9日(土)
第2期 2月10日(日)～16日(土)
第3期 2月17日(日)～23日(土)

開催時間 午前10時～午後5時
※いずれも最終日は午後2時終了

展示場所・内容

○香丸資料館(石岡市府中1-4-14)

第1期日本画、第2期工芸美術
○茨石商事口ハスタジオ(石

- 石岡市役所 ☎ 23-1111
- 八郷総合支所 ☎ 43-1111
- 石岡消防署 ☎ 23-0119
- 八郷消防署 ☎ 43-6491
- 火災情報 ☎ 24-1818
- テレホンサービス ☎ 0800-800-7766

岡市府中2-3-19)
第1期洋画・彫刻、第2期写真、第3期書
問い合わせ 会長 塚原明義
☎ 26・3045

募 集

市営霊園の 使用者を募集します

【平ノ木霊園】

半ノ木11132番地2
面積 4㎡(2×2)

永代使用料 25万3千円
面積 5㎡(2×2.5)

永代使用料 31万6千円

【龍神山霊園】
染谷1854番地3

面積 5㎡(2×2.5)

永代使用料 11万5千円

市営住宅入居者募集



▲正上内台団地

- 受付期間 2月1日(金)～13日(水)
- 戸数・家賃

住宅名	募集戸数	家賃(円)	間取	備考
正上内台団地	1	20,700～35,800	3DK	水洗
自由ヶ丘団地	2	26,600～44,100		
新池台団地	1	26,100～	2DK	
	2	47,500		

※単身の申し込みはできません。また、新池台団地の2DKの部屋は車椅子対応住宅(身障者向け)のため、身障者の方が優先になります。

- 申し込み・問い合わせ
市役所 建築住宅指導課
☎ 23-1111 (内262・263)

※永代使用料は一度限りの納入です。年間管理料は毎年の支払いで、使用開始月からの月割り計算となります(年間2520円)。埋葬できるのは焼骨と遺骨のみです。墓碑等の設置は届出が必要で、設置基準が定められています。石材店の指定は行っていません。

申込資格 石岡市に1年以上お住まいの方で、戸籍の筆頭者又は世帯主の方に限ります。

受付時間 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

受付場所 市役所環境対策課

*申し込みには、住民票抄本の提出などいくつかの注意点がありませんので、問い合わせください。

問い合わせ 市役所環境対策課
☎ 23・1111 (内141)

平成20年度 電気通信サービスモニター募集

総務省では、誰でも安心・快適に利用することができる電気通信サービスの実現を目指しています。サービスを利用していただく方からの意見や要望を今後の電気通信行政に反映させるため、電気通信サービスモニターを募集します。

応募資格 電話、インターネットなどの電気通信サービスに関心のある満20歳以上の方で、次

広告掲載欄

広告掲載欄

物品・役務の提供等

入札への参加を希望する方へ

平成20・21年度「石岡市入札参加資格審査申請書」の受付を行います。市が発注する物品納入、役務の提供、印刷等の一般・指名競争入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を次の要領で提出してください。

受付期間 2月1日(金)～29日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時まで

受付場所 契約検査室(郵送可)

有効期間 平成20年4月1日から2年間

※詳しくは、契約検査室で配布する「作成要領」または市のホームページをご覧ください。

建設工事

入札参加登録業者(市内業者)の方へ

平成19・20年度石岡市競争入札参加資格者名簿(工事)に登録されている業者(市内に本店または支店・営業所を置く方のみ)の方は、

- 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し
- 経営規模等評価申請時に提出した技術職員名簿(受付印のあるもの)の写しを、上記の受付期間までに契約検査室へ提出(郵送可)をお願いします。

◆提出先・問い合わせ

総務部 契約検査室(市役所4階)
〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1
☎23-1111(内432・433)
ホームページ <http://city.ishioka.lg.jp>

の活動を行うことが可能な方
活動内容 総務省が実施するアンケート調査への回答(年2回予定・全責)、モニター会議への出席(年1回・出席依頼をした方)
※ご協力いただいた方には、謝礼をお支払いします。
委嘱期間 4月1日から平成21年3月31日までの1年間
募集人数 150名
応募方法 はがき、封書、ファックス、または電子メールの表題に「モニター希望」と記入のうえ、郵便番号・住所・電話番号・

氏名・フリガナ・性別・年齢・職業・応募の動機・メールアドレス(任意)を記入して応募ください。
募集期間 1月21日(月)から2月25日(月)まで(当日消印有効)
※採用された方には、3月までに通知します。
応募先・問い合わせ
総務省 関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 モニター担当
〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

☎03・6238・1676
FAX03・6238・1698
電子メール monitor-kantoo@rbl.soumu.go.jp
2月15日
早春のテーブルコー
ダイネット講座
いつもの食卓が、ちょっとした工夫で大変身! お部屋を素敵に演出してみませんか。今回は、初心者向けの講座です。
日時 2月15日(金)
午前9時30分～11時30分

定員 24名(申し込み多数の場合は抽選になります)
費用 300円(菓子代など)
申込方法 申込書に記入のうえ、直接申し込みください。
※申込書は東地区公民館にあります。
申込締切 1月29日(火)
申し込み・問い合わせ
東地区公民館
石岡市東石岡4-6-24
☎26・6503
平成20年度
県立水戸南高等学校
通信制課程 生徒募集
さまざまな事情で、毎日通学できない人でも、職場や家庭にいなから学ぶことのできる学校です。幅広い年代の人が学んでいますので、気軽に問い合わせください。
受付日時
一般入学 3月13日(木)～26日(水)
編転入学 2月18日(月)～22日(金)
午前9時～午後5時(土・日・祝日は除きます)
※応募資格・提出書類等の詳しい内容は問い合わせください。
問い合わせ
茨城県立水戸南高等学校
☎029・247・4284

広告掲載欄

平成20年度
県立筑西産業技術専門
学院 学院生追加募集

県立筑西産業技術専門学院の機械システム科と電気工事科では、平成20年度学院生の追加募集をしています。受付は随時行い、毎週水曜日に選考し、金曜日に可否の発表をします。
なお、定員になり次第締め切ります。詳しくは、お問い合わせください。
茨城県立筑西産業技術専門学院
☎0296・24・1714

石岡市立石岡・八郷学校給食センター
給食物資納入希望者の方へ

- ◆受付期間 2月4日(月)～15日(金)
 - ◆届出資格 原則として市内の業者(個人または法人)
 - ◆給食物資
 1. 鶏肉類(鶏肉・鶏卵)
 2. 豚肉類(豚肉・ハム・ウインナー)
 3. 豆腐類(豆腐・油揚げ・こんにゃく類)
 4. 野菜類(生野菜・いも類・果実類)
 5. 乾物類(小麦粉・スパゲティ・マーガリン・ジャムなど)
 6. 調味料類(油・砂糖・醤油・味噌・塩・ソースなど)
 7. 冷凍食品(冷凍食品・冷凍野菜)
 8. その他(デザート類・生クリーム・納豆など)
- ※鶏肉類と納豆は、石岡給食センターのみでの受け入れになりますのでご注意ください。

- ◆提出書類
 1. 給食センターの給食物資納入指名参加願
 2. 市税完納証明書等
 3. 食品衛生監視票の写し(保健所発行のもの)

◆提出先
教育委員会 学校給食課 石岡市立石岡学校給食センター

◆問い合わせ
石岡学校給食センター
〒315-0011 石岡市正上内16-16 ☎22-6286
八郷学校給食センター
〒315-0151 石岡市須釜1300-1 ☎36-5252

〒315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1
石岡市長 横田凱夫あて(都市計画課扱い)
問い合わせ
市役所都市計画課
☎23・1111(内297)

縦覧と意見書提出期間
1月25日(金)～2月8日(金)
午前8時30分～午後5時30分
※閉庁日は除きます。
意見書の提出先
〒315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1
石岡市長 横田凱夫あて(都市計画課扱い)
問い合わせ
市役所都市計画課
☎23・1111(内297)

その他

70～74歳の方
医療機関での窓口負担が2割から1割へ見直し
70～74歳の高齢受給者証を持つている方で、医療機関での窓口負担が1割の方は、4月から2割負担になるはずでしたが、4月から平成21年3月までの1年間は、1割に据え置かれることになりました。
これは、平成18年6月の制度改正で、70～74歳の方の窓口負担を、平成20年4月から2割負担に見直しすることとされていたのを据え置くものです。
※すでに3割負担の方、また後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除かれます。
この見直しは、「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、70～74歳の方が医療機関で治療を受けたときに支払う窓口負担について取りまとめたもので、政府としてもこ



れを実施することになりました。
なお、正式に決定されてから、3月に新たな高齢受給者証を再発行します。
1月25日～2月8日
都市計画案を縦覧します
都市計画法第17条第1項の規定に基づいて、都市計画案を縦覧します。また、都市計画案に対してご意見のある方は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。
都市計画の種類
南台地区地区計画の変更
縦覧場所 市役所都市計画課
縦覧と意見書提出期間
1月25日(金)～2月8日(金)
午前8時30分～午後5時30分
※閉庁日は除きます。
意見書の提出先
〒315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1
石岡市長 横田凱夫あて(都市計画課扱い)
問い合わせ
市役所都市計画課
☎23・1111(内297)

広告掲載欄

広告掲載欄



パートタイム労働法が 変わります！

少子高齢化や労働力人口減少
社会で、パートタイム労働者が
能力を一層有効に発揮できる雇
用環境を整備するため、パート
タイム労働法が改正され、4月
1日から施行されます。

改正法では、①労働条件の文
書交付・説明義務 ②通常労働
者との均衡のとれた待遇確保の
促進 ③通常労働者への転換推
進 ④苦情処理・紛争解決援助
等が定められました。

改正法の概要は、次のとおり
です。

★**パートタイム労働者の方は**
①雇入れの際、労働条件を文
書などで確認しましょう。
②雇入れの後、待遇の決定に
当たって考慮した事項を説明し
てもらえます。
③待遇は、その働きや貢献に応
じて決定されます。
④通常労働者へ転換するチャン
スが生まれます。
⑤パートタイム労働者と事業主

の苦情・紛争解決の仕組みが整
えられます。
★**パートタイム労働者を一人
も雇っている事業主の方は**
①雇入れの際、労働条件を文
書などで明示してください。
②雇入れ後、求めがあった場
合は、待遇の決定に当たって考
慮した事項を説明してください。
③パートタイム労働者から通常
労働者へ転換するチャンスを整
えてください。
④パートタイム労働者と通常勞
働者の均衡のとれた待遇のため
に、賃金は、職務内容・成果・意欲・
能力・経験などを勘案して決定
するよう努めてください。
⑤通常労働者と同視すべきパー
トタイム労働者については、す
べての処遇について、パートタ
イム労働者であることを理由に
差別的に取り扱うことが禁止さ
れます。
⑥パートタイム労働者から苦情
の申出を受けたときは自主的に
解決するよう努めてください。

茨城県産業別最低賃金の改定

～守ろう！確かめよう！この最低賃金～

茨城県産業別最低賃金が、次のとおり改定されました。

なお、以下の方については産業別最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金の時間額 665 円が適用されます。

- (1) 18 歳未満または 65 歳以上の方
- (2) 雇入れ後 6 月未満の方で、技能習得中の方
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する方
- (4) 一般機械器具製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（一部除外業種あり）
- (5) 精密機械器具製造業のうち測量機械器具製造業、眼鏡製造業（枠を含む）

また、一部に平成 11 年 12 月 31 日発効の産業別最低賃金が適用される業種があります。

■ 茨城県の最低賃金

件名	時間額(円)	効力発生日
茨城県最低賃金	665	H19.10.20
産業別最低賃金		
鉄鋼業	770	H19.12.31
一般機械器具製造業	758	
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業	752	
各種商品小売業	726	

■ 問い合わせ 茨城労働局 労働基準部 賃金室

☎ 029-224-6216

ホームページ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

◆ 問い合わせ

茨城労働局 雇用均等室

☎ 029・224・6288

ホームページ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

広告掲載欄

2月9日

生涯学習の集い中央大会 記念講演会

『親力で決まる子供の将来』

教育委員会では、「生涯学習の集い中央大会」に教育評論家 親野 智可等氏をお迎えし、記念講演会を開催します。

どなたでも参加できます。入場は無料ですので、ぜひご来場ください。

- ◆ 日時 2月9日 (土) 午前10時30分～
- ◆ 場所 中央公民館 (柿岡 5680-1)
☎ 43-6262
- ◆ 定員 600人

【プログラム】

- 9:00 受付
- 9:15 開会式
- 9:30 家庭教育学級体験発表
- 10:00 オアシス運動表彰
- 10:30 記念講演
閉会式

※託児 (2歳～就学前) あります。希望する方は、1月31日 (木) までに生涯学習課に予約してください。

◎当日、臨時バスを運行します！

行き)	9:20	9:30	9:35	9:40	10:10
	市役所⇄石岡駅⇄水戸信金石岡中央店前⇄図書館前⇄中央公民館				
帰り)	13:05	12:55	12:50	12:45	12:15

◆ 講師 教育評論家 親野 智可等氏

【講師プロフィール】



1958年生まれ。公立小学校で23年間教師を務める。教師としての経験・知識・

理解・技術を少しでも子育てに役立ててもらいたいと、2003年10月から無料メールマガジン「親力で決まる子供の将来」の発行開始。これが評判を呼び、各メディアで絶賛される。2006年3月退職。メールマガジンが子育て中の親たちの圧倒的な支持を受け、メルマガ対象の教育・研究部門で2年連続第1位に輝く。新聞・雑誌への連載も多数抱える超多忙な教育評論家である。

【主な著書】『「ドラゴン桜」わが子の「東大合格力」を引き出す7つの親力』『「親力」で決まる！』『「プロ親」になる！』ほか多数。

◆ 問い合わせ

〒315-0195 柿岡 5680-1
教育委員会 生涯学習課
☎ 43-1111 (内 1242・1243)

平成18年度

『オアシス運動』標語の部 入選作品

★優良賞★

あなたの言葉に

素直なおかえし「ありがとう」

岩瀬 愛悠美 (石岡中1年)

一口からはじまるあいさつ大切に

そこから広がる人々の輪

山本 杏奈 (城南中3年)

市では、地域の皆さんが声を

掛け合い、より明るく和やかな

潤いのある家庭や地域づくりを

進めるため、オアシス運動を展開

しています。その一環として、

毎年オアシス作文・標語を小中

学校、高等学校、一般から募集

しています。

今回は、18年度の標語の部の

優良賞のうちの2作品を紹介し

ました。なお、今回掲載してい

ない優良賞作品は、随時紹介し

ます。

◆ 問い合わせ
教育委員会 生涯学習課

☎ 43・1111
(内 1242)



オアシス運動
オおはよう
アありがとう
シしつれいします
スすみません

ご存知ですか？ 「防災とボランティアの日・週間」

平成7年1月17日に起きた阪

神・淡路大震災をきっかけに、

「防災とボランティアの日(1月

17日)」と「防災とボランティア

週間(1月15日～21日)」が定め

られました。これは、広く国民

が、災害時におけるボランティ

ア活動や住民の自主的な防災活

動について認識を深めるととも

に、災害への備えの充実強化を

たものです。

この機会に、私たち一人ひと

りが地域防災に果たす役割と、

災害発生時に自分自身ができる

き行動について考

えてみましょう！

◆ 問い合わせ

市役所 総務課

☎ 23・1111
(内 250・254)

